

6 医療関係 ア 情報

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
個人情報の保護とデータの科学的利活用の在り方 （厚生労働省） （内閣府、厚生労働省） <ITウ の再掲> （厚生労働省）	a 医療分野における個人情報保護に関して、「個人情報保護基本法制に関する大綱」(平成12年10月11日情報通信技術(I T)戦略本部個人情報保護法制化専門委員会決定)の趣旨に沿って早急に検討し、所要の措置を講ずる。 【「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成16年12月24日)他】 【「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成16年12月27日)他】	措置			（厚生労働省） 平成16年6月に「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」を設置して検討を進め、平成16年12月24日付けで「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」をとりまとめた。また、同検討会では、併せて、個別法の必要性に係る検討を含む医療機関等における個人情報保護のあり方についても検討し、「医療機関等における個人情報の保護に係る当面の取組について」をとりまとめた。 【「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて」(平成16年12月24日付け医政発第1224001号・薬食発第1224002号・老発第1224002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知「医療機関等における個人情報の保護に係る当面の取組について」(平成16年12月24日付け医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会))	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	<p>b 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の全面施行（平成17年4月1日）に向け、関係施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進を図るとともに、個別分野における個人情報の適正な取扱いが担保されるよう法制上の措置その他の必要な措置を講ずる。</p> <p>【個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）】</p>	措置			<p>（内閣府及び全府省）</p> <p>平成16年4月2日に「個人情報の保護に関する基本方針」を閣議決定した。また、同基本方針に基づき、法の全面施行（平成17年4月1日）に向けて、制度の広報・啓発、ガイドラインの策定・見直しを推進するとともに、医療・金融・信用情報通信の各分野ごとに、格別の措置としてとりまとめた。</p>	
	<p>c 医療分野における個人情報保護について、ガイドラインの作成などを早急に検討し、所要の措置を講ずる。</p> <p>【「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月24日）他】</p> <p>【「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月27日）他】</p>	措置			<p>（厚生労働省）</p> <p>平成16年6月に「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」を設置して検討を進め、平成16年12月24日付けで「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」をとりまとめた。また、同検討会では、併せて、個別法の必要性に係る検討を含む医療機関等における個人情報保護のあり方についても検討し、「医療機関等における個人情報の保護に係る当面の取組について」をとりまとめた。</p> <p>【「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて」（平成16年12月24日付け医政発第1224001号・薬食発第1224002号・老発第1224002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知、「医療機関等における個人情報の保護に係る当面の取組について」（平成16年12月24日付け医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会）】</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
E BM(Evidence-based Medicine : 根拠に基づく医療)の一層の推進 (厚生労働省)	<p>診療ガイドラインの作成支援を一層進め、特に、重要疾患で診療ガイドライン作成の必要のある分野などについて、優先的に作成する等、早急な整備を図る。</p> <p>また、ガイドラインの普及を促進するとともに、導入効果を評価できる枠組みを作成することが必要であり、傷病ごとの臨床指標（クリニカル・インディケータ）の開発など、評価のためのツールを整備し、併せて医療の質の向上に向け、クリニカル・インディケータを活用した評価手法に関する研究などを進める。</p> <p>さらに、患者が自ら診療内容等を理解し選択しやすくするためには、国民用の診療ガイドラインを整備する。これらを公正で中立な第三者機関が行うための環境整備を行う。</p>	逐次実施			<p>(厚生労働省)</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>平成16年度までに、23疾患についてE BMの考え方に基づく診療ガイドラインを整備したところであり、診療ガイドライン及び医学文献情報等をデータベース化し、公正かつ中立な機関である(財)日本医療機能評価機構において、平成16年5月より、インターネット等を利用した情報提供を一部医療提供者向けに開始したところである。引き続き、一般向けの情報を含め段階的な充実を図るための取組を進めており、このため厚生労働科学研究費補助金にて、情報提供データベース構築等のための予算として平成16年度に引き続き平成17年度においても2.6億円を計上しているところである。</p> <p>また、臨床指標(クリニカル・インディケータ)の開発については、国民に対して信頼性の高い各種情報が提供され、患者の選択に資するよう、治癒率等のアウトカム指標について、厚生労働科学研究において研究を行った。その結果、現段階では、客観性の確保が未確立であること等、実用上の様々な課題について今後更なる検証が必要であり、引き続き研究、検討を行うこととなった。</p>	
医療提供者に関する情報公開 (厚生労働省)	<p>医療機関の医療機能、業務内容、医師の専門分野、診療実績などに関する客観的に比較可能な情報公開を促進する。</p> <p>そのため、医療に関する各種情報のデータベース化、ネットワー</p>	逐次実施			<p>(厚生労働省)</p> <p>平成17年3月より、独立行政法人福祉医療機構が運営する、福祉保健医療情報ネットワークシステム「WAM NE</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	ク化を行い、国民が容易に情報にアクセスできる環境の整備を実施する。				「T」の病院診療所情報の掲載情報（手術件数・介護保険対応の療養型病床数）を拡大したところ。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
医療提供者に関する徹底的な情報の公開 （総務省、文部科学省、厚生労働省及び関係府省）	医療機関に診療報酬以外の政策的経費などの資源を投入している場合には、その資源の投入効果についての検証が可能となるような情報を公開する。また、公的病院はもちろんのこと、公益性の高い特定医療法人・特別医療法人や国・自治体からの運営費補助や税の優遇を受けている医療機関については、「医療法人運営管理指導要綱」（平成2年3月1日健政発第110号厚生省健康政策局長通知）の平成14年4月の改正などを踏まえ、医療機関の運営実態に関する財務・会計資料などの開示を一層推進する。	逐次実施			<p>（厚生労働省）</p> <p>平成18年医療制度改革に向け、医療法人の透明性の確保などを含めた医療法人制度のあり方について検討している。</p> <p>社会保険病院等については、従来より委託先公益法人のホームページの活用などにより、財務・会計資料等の開示を行っている。</p> <p>独立行政法人国立病院機構は、「独立行政法人通則法」及び「独立行政法人会計基準」に基づき財務諸表を作成・開示しなければならないとされるとともに、「独立行政法人国立病院機構法」に基づき施設別財務諸表を作成することとされており、これらにより各病院の収益、費用及び帰属資産について情報開示することとしている。</p> <p>また、平成16年8月に改正した「病院会計準則」に基づく財務諸表については、「独立行政法人会計基準」に基づき作成した財務諸表に係る財務・会計データの活用により作成し、情報開示を推進することとしている。</p> <p>労働者健康福祉機構の労災病院については、「独立行政法人会計基準」及び「病院会計準則」に基づき、財務諸表等の附属明細書におけるセグメント情報として病院事業に係る収益、費用及び帰属資産について情報開示することとしている。</p> <p>（総務省）</p> <p>（地方公共団体が行う病院事業に係る）医療提供者に関する徹底的な情報の提供については、平成16年4月13日に、</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					<p>「地方公営企業の経営の総点検について」（総務省自治財政局公営企業課長通知）により、以下の事項等について、地方公共団体に対し要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公営企業の経営状況については、そのサービスの受益者であり、また、料金、税金等の形態で経営を支えている住民への公表が必要なこと。 ・類似団体や民間企業の対応するデータを添える等、住民が理解・評価しやすいよう工夫しつつ、積極的な情報開示に努めることが必要なこと。 <p>（文部科学省）</p> <p>国立大学法人は「国立大学法人法」及び「国立大学法人会計基準」に基づき財務諸表を作成・開示しなければならないこととされており、その附属明細書におけるセグメント情報として附属病院に係る収益、費用及び帰属資産について情報開示することとしている。</p> <p>また、厚生労働省が平成16年8月に改正した「病院会計準則」に基づく財務諸表については、「国立大学法人法」等に基づき作成した財務諸表に係る財務・会計データの活用により各国立大学法人において作成し、情報開示する予定。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
広告規制の緩和 （厚生労働省）	患者の選択が尊重される患者本位の医療サービスの実現のために、現在の広告規制を見直し、将来のネガティブリスト化を視野に入れつつ、当面は、現在広告が許されている内容・範囲の大幅な拡大を図るとともに（ポジティブリストの積極的拡大）、関係者の要望にもかかわらずポジティブリストへの掲載が困難な場合の説明責任を明確にする。	将来のネガティブリスト化を視野に入れた検討			（厚生労働省） 医療機関に係る広告規制のあり方も含めた医療提供体制全体の改革について、社会保障審議会医療部会において議論を行っているところである。	
医療機関に関する 広告規制の緩和 （厚生労働省）	医療機関の広告規制の緩和については、患者保護と患者に対する客観的に検証可能な情報の提供という2つの観点から、今後とも拡大を図り、必要な措置を講ずる。その際、治癒率、生存率、再入院率等についても、その定義・検証方法などの研究を進め、その結果を踏まえて検討し、結論を得る。	措置			（厚生労働省） 医療機関に係る広告規制のあり方も含めた医療提供体制全体の改革について、社会保障審議会医療部会において議論を行っているところである。 また、国民に対して信頼性の高い各種情報が提供され、患者の選択に資するよう、治癒率等のアウトカム指標について、研究を行った。その結果、現段階では、客観性の確保が未確立であること等、実用上の様々な課題について今後更なる検証が必要であり、引き続き研究、検討を行うこととなった。 なお、アウトカム情報に関する情報提供のあり方の仕組みについては、社会保障審議会医療部会において議論しているところ。	

イ 事務効率化、IT化

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
医療分野IT化の グランドデザイン の推進 (厚生労働省)	医療の質の向上と効率化の観点から、医療分野のIT化に関するグランドデザインを推進する支援・助成について、医療費体系の整備の在り方を含め検討し、電子カルテ等、各種IT化を統合的に推進する。	逐次実施			<p>(厚生労働省)</p> <p>患者本位の質が高く効率的な医療の実現に向け、平成14年度から、地域の医療機関がネットワークを組んだ形で電子カルテシステムを導入することにより、地域の特性、各医療機関の専門性に応じた地域診療連携を図るための事業を開始しており、平成16年度においても2億円計上し、全国2地域において事業を行ったところである。</p> <p>電子カルテ等、各種IT化を統合的に推進するため、病院への導入に係る補助として、医療施設近代化施設整備事業においては、平成14年度より電子カルテシステムを整備する場合には補助の加算要件としたところである。</p> <p>また、医療のIT化を積極的に推進するため、平成15年度より独立行政法人福祉医療機構による電子カルテ等医療情報システムの導入に対する融資の充実を図っているところである。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
オンラインによるレセプト請求原則化のための条件整備 (厚生労働省)	a 厚生労働省が「保健医療分野の情報化に向けたグランドデザイン」(平成13年12月)において、設定しているレセプト電算処理システムの導入目標(全国の病院レセプトについて平成16年度5割以上、平成18年度7割以上)を確実に達成する。	全国の病院レセプトについて16年度5割以上、18年度7割以上の電算処理システムの導入の確実な達成			<p>(厚生労働省)</p> <p>レセプト電算化の普及率は、平成17年3月現在で全国の病院医科レセプトの17.5%となっている。</p> <p>レセプト電算化のさらなる普及には、医療機関においてレセコンによる紙出力が定着していること、医療機関に導入経費等の費用負担が発生すること、医療機関に導入メリットが十分に認識されていないことなどの課題があり、現在、病院のシステム更改時期等に併せた導入促進策の実施、医療機関の導入コスト削減策の実施、レセプト電算化のメリットの周知徹底を行っており、今後ともこれらの普及方をより推進することにより導入目標の達成を図っていく。</p> <p>なお、17年予算に、レセプト電算処理システムの普及促進のための予算を新たに計上済み。</p>	
	b 電子化に関する環境の整っている調剤レセプトについては、厚生労働省が平成13年12月に病院レセプトについて策定した目標を視野に入れた保険薬局のレセプト電算化の普及状況に応じた目標設定を行い、確実な達成を図る。	目標設定に応じた確実な達成				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	c IT化のメリットを最大限に享受し医療事務の効率化を図るために、レセプトの電子処理方法を確立するに当たっては、プライバシーの保護、セキュリティの確保を図りながら、オンライン請求を中心とする電子的請求の原則化の確実な実現に向けて所要の措置を講ずる。	逐次実施			（厚生労働省） レセプトオンライン請求の実用化に向けて、平成14年度に試験事業を実施し、セキュリティの確保等について検証を行った。 オンライン請求の実施に向け、プライバシー保護、セキュリティの確保のため、セキュリティに関するガイドライン案を作成するなど、関係機関における実施体制の整備を図っている。	
	d 医療機関のオンライン請求への参加を促進するため、オンライン請求における提出書類の簡素化を図るとともに、医療機関側のオンライン請求導入時のコストを軽減するための具体的な方策を検討する。なお、一定期間経過後、オンライン請求に参加しない医療機関については、その参加を促進するための所要の措置を講ずる。	検討・結論・その後速やかに措置			（厚生労働省） オンライン請求における診療報酬請求書、日計表等については、平成16年度において、様式の簡素化方法について結論を得た。 医療機関のオンライン請求導入時のコスト軽減策として、平成16年度において、レセコンから紙で出力する際の文字データを活用し、レセ電に適合するデータを作成するツール開発について、実証可能性検証結果を取りまとめ、それに基づき、平成17年度予算に計上した（約17億円）。	
	e 社会保険診療報酬支払基金や国民健康保険団体連合会のレセプト電算処理関連のコンピュータに関しては、厚生労働省の数値目標が達成された状況を想定した更新計画を立て、その計画内容を広く開示するなど、情報提供を行う。 また、計画に際しては当該システム開発の関係者に加え、第三者の意見を求め、計画の妥当性及び経済性を検証する。	逐次実施			（厚生労働省） 支払基金や国保連合会のレセプト電算処理関連のコンピュータに関しては、厚生労働省の数値目標が達成された状況を想定した更新計画を作成することとし、情報提供の方法、計画の妥当性及び経済性の検証について検討していく。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
審査支払機関から 保険者への電子的 手法によるレセプト提出 (厚生労働省)	a 電子的手法により保険医療機関や保険薬局から提出されたレセプトについては、社会保険診療報酬支払基金などの審査支払機関から保険者への提出についても、保険者の求めに応じ電子的手法による提出が可能となるよう検討を行い、その結果を踏まえ速やかに措置し、一定期間経過後は電子的手法による提出を原則とする。	検討・結論・その後速やかに措置			(厚生労働省) 審査支払機関から保険者に対して、レセプトデータを暗号化したうえで電子媒体に格納して提供することとした。 支払基金と14健保組合において電子データの提供を平成16年11月から開始している。	
	b レセプト以外の現在紙ベースでの提出、保存を義務付けている日計表などの添付文書についても電子データによる医療機関等から保険者への一連の提出、保存が可能となるよう見直す。		措置		(厚生労働省) 添付書類について医療機関からの電子データによる提出の方式について検討を行った。	
電子レセプトの規格の充実・強化及び使用の普及促進 (厚生労働省)	a レセプト電算処理システムの一層の普及のため、用語、コードの統一による請求事務の効率化等について医療機関への周知徹底を図る。	措置			(厚生労働省) 用語・コードの統一による請求事務の効率化については、医療機関向けリーフレットによる周知、医療機関向け説明会における説明（平成17年度92回、8,864人）、HPによる広報を通じて周知徹底を図ってきたところである。	
	b 社会保険診療報酬支払基金など審査支払機関は、電子レセプトに対応した投資を集中的に行い、一連の審査業務全般にわたって電子的手法を活用した方式を開発するなど、審査の質の向上と効率化を図る。		一部措置	逐次実施	(厚生労働省) 審査支払機関においては電子レセプトに対応した方式として、医療機関から請求された電子媒体を審査支払機関のチェックプログラムにより、受付事務点検において記入漏れや算定誤りの有無などの確認、算定ルール上の点検条件をプログラムに設定し自動的に疑義箇所を抽出するという審査事務の支援を行った上、画面による審査を行うこととし、審査の質の向上と効率化を図っている。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
レセプトデータの活用 （厚生労働省）	個人情報を除くレセプトの医療データについては、医療の質の向上を図る観点から、レセプト情報の電子化を前提として、簡易かつ有効に活用できる方法を研究・検討する。	逐次検討				
電子カルテシステムの普及、医療用語・コードの標準化・徹底等 （厚生労働省）	<p>厚生労働省が「保健医療分野の情報化に向けたグランドデザイン」（平成13年12月）において設定している電子カルテの導入目標の確実な達成に向け、以下の措置を講ずる。</p> <p>a 電子カルテにおける用語・コード・様式（施設間で安全・確実に医療情報を交換するための規格や電子カルテに入力を行う際のインターフェース）の標準化を図ることが必要である。病名については標準化を図り、平成14年6月から適用しているが、早急に普及促進を図る。検査名、手術名・処置名、医療材料名についても平成16年度中に標準化を図り、その普及を促進する。また、普及に当たっては、医師等の国家資格取得段階から標準化した病名などの用語等の使用を促進する。</p> <p>b カルテにおける用語・コードとレセプトとの整合性を図り、将来的にカルテからレセプトが真正に作成される仕組みについて検討し結論を得る。</p>	<p>逐次実施</p> <p>一部措置（検査名、手術名・処置名、医療材料名の標準化は16年度）</p>			<p>（厚生労働省）</p> <p>平成15年度までに9分野（病名、手術・処置名、臨床検査、医薬品、医療材料、症状・診察所見、画像検査名、看護用語・看護行為、歯科領域）の標準マスタの一定の整備が終了しており、その改善と普及を図っているところである。</p> <p>医師等国家試験出題基準（ガイドライン）では、疾病名等の記載は、主に、日本医学会の医学用語辞典や各学会作成の用語集等を参照しており、各科ごとに可能な限り標準的な疾病名を使用している。今後も国家試験出題基準改定の際には、標準名が使用されるよう留意する。</p>	
		逐次実施			<p>（厚生労働省）</p> <p>カルテにおける用語・コードとレセプトとの整合性を図り相互の利用が可能なものとした。</p> <p>カルテからレセプトが真正に作成される仕組みについて検討していく。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	c レセプトオンライン請求のためのコードは、電子カルテに用いるコードとの整合性を図り、相互の連結・利用が可能なものとする。	措置			(厚生労働省) レセプトオンライン請求のためのコードは、平成16年度までに、傷病名、検査、手術・処置について電子カルテとの整合性を図り相互の連結・利用が可能なものとした。	
	d オーダーエントリーシステムの導入、バーコードによる患者誤認防止システムなどのITを使った医療安全対策を一層推進する。	逐次実施			(厚生労働省) オーダーエントリーシステムの導入は特に大規模病院で進んでいる。(病院全体の14.4%、500床以上の病院では66.3%、平成14年10月1日現在、医療施設静態調査) また、平成17年度税制改正において、医療の安全に資する医療用機器等(医療情報読取照合装置等)の特別償却制度の適用期限の延長及び、対象設備の見直し(生体情報モニタ連動ナースコール制御機の追加等)を行った。	
複数の医療機関による患者情報の共有 (厚生労働省)	安全で質の高い患者本位の医療サービスを実現するために、個人情報の保護など一定の条件を備えた上で、患者情報を複数の医療機関で共有し有効活用ができるよう措置する。	逐次実施			(厚生労働省) 患者本位の質が高く効率的な医療の実現に向け、平成14年度から、地域の医療機関がネットワークを組んだ形で電子カルテシステムを導入することにより、地域の特性、各医療機関の専門性に応じた地域診療連携を図るための事業を開始しており、平成16年度においても2億円計上し、全国2地域において事業を行ったところである。	
電子カルテ等診療情報の医療機関外での保存 (厚生労働省)	診療を行った医療機関からの依頼を受けて、当該医療機関以外の事業者が電子カルテ等診療情報の保存を行う場合は、その事業者がデータ管理上必要不可欠な場合に、委託医療機関の了承を得て行う場合のみ、保存しているデータを見ることができることを含め、個	措置			(厚生労働省) 「医療情報ネットワーク基盤検討会」の最終報告を踏まえ、2005年3月に「診療録等の保存を行う場所について」の一部改正について(平成17年3月31日付け医政発第	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	<p>人情報と管理についての遵守の義務が確保されている場合には、医療機関等以外であっても保存を認める。</p> <p>【厚生労働省医政局長・保険局長連名通知医政発第0331010号・保発第0331006号】</p>				0331010号・保発第0331006号厚生労働省医政局長・保険局長連名通知)を发出した。	
遠隔医療等の医療分野のIT化の推進 (厚生労働省)	<p>a 高度な医療サービスを効果的、効率的に提供できるよう、病診連携や病病連携と併せて、遠隔診断等の遠隔医療を推進する。</p> <p>また、各種データ交換の際のフォーマット、電子的情報交換手順、情報セキュリティ技術等の標準について早急に確立し、積極的な普及策を講ずる。</p>	推進			<p>(厚生労働省)</p> <p>平成13年度より「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業」として5億円を計上し、平成16年度までに36都道府県への整備を行い、遠隔画像診断や遠隔病理診断等の遠隔医療が全国的に普及しているところである。</p> <p>施設間の連携を含めた医療情報やシステムの相互運用性の確保策等については経済産業省とも連携しつつ、推進しているところである。</p>	
	<p>b 病院内のチーム医療と同等な高レベルの処方チェックを可能とすべく、ITを活用した薬局機能の高度化について検討し、今後とも規制改革推進のため、所要の措置を講ずる。</p>	逐次実施			<p>(厚生労働省)</p> <p>電子薬歴の活用等を含めた薬局機能の高度化について検討し、平成15年度に薬局機能評価検討事業において「薬局機能評価マニュアル」を策定した。これをもとに、本年度は、薬局機能評価制度導入整備事業において、第三者による薬局機能評価の実施に向け、評価項目の全体傾向や問題点等について精査し、検討を進めている。</p>	
医療用具の製品標準書等の電子媒体での利用	<p>医療用具の製品標準書ならびに手順書を電子媒体で作成、保存することを認める。</p> <p>【民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利</p>	措置			<p>(厚生労働省)</p> <p>統一的な法律である民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
（厚生労働省）	用に関する法律（平成16年法律第149号）平成17年厚生労働省令第44号】				<p>第149号。通称「e-文書法」により措置済み。</p> <p>e-文書法：法令により民間に保存が義務付けられている財務関係書類、税務関係書類等の文書・帳票のうち、電子的な保存が認められていないものについて、近年の情報技術の進展等を踏まえ、文書・帳票の内容・性格に応じた真実性・可視性等を確保しつつ、原則としてこれらの文書・帳票の電子保存が可能となるようにすることを統一的な法律の制定等により行う。</p>	

ウ 保険者機能

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
保険者の自主的運営のための規制緩和等の措置 （厚生労働省）	保険者の自立的な運営のため、各種許認可手続など、一層の規制緩和等の措置を講ずる。	逐次実施				
保険者による調剤レセプトの審査・支払 （厚生労働省）	<p>医科レセプトの保険者による審査・支払については、医療機関との合意、公正な審査体制、紛争処理ルールの明確化、患者情報保護のための守秘義務の担保等を条件とした上で、「健康保険組合における診療報酬の審査及び支払いに関する事務の取扱いについて」（平成14年12月25日保発第1225001号厚生労働省保険局長通知）により可能としたところであり、調剤レセプトの審査・支払についても、同様の条件で良いか、また、保険薬局独自の論点について検討した上で、結論を得る。</p> <p>【平成17年厚生労働省保険局長通知保発第0330005号】</p>	結論			（厚生労働省） 平成16年度中に保険者による調剤レセプトの審査・支払に係る条件について結論を得た。	
保険者と薬局との協力関係の構築 （厚生労働省）	<p>保険者と保険医療機関との個別契約の締結については、「健康保険法第76条第3項の認可基準について」（平成15年5月20日保発第0520001号厚生労働省保険局長通知）により、患者のフリーアクセスの確保の観点から必要な条件を付した上で認めたとある。保険者と保険薬局との間の個別契約についても、同様の条件で良いか、また、保険薬局独自の論点について検討した上で、結論を得る。</p> <p>【平成17年厚生労働省保険局長通知保発第0330002号】</p>	結論			（厚生労働省） 平成16年度中に保険者と保険薬局との個別契約に係る条件について結論を得た。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
2,000点未満の調剤レセプトの再審査請求 （厚生労働省）	<p>2,000点未満の調剤レセプトの再審査については、その事務効率の観点から再審査請求できないこととしているが、誤請求などの請求内容の問題点があることなども指摘されており、一律にその再審査請求を拒否するのは適当でない。</p> <p>したがって、2,000点未満の調剤レセプトの保険者の申し出による再審査については、その方策と事務費負担の在り方について検討し、結論を得る。</p> <p>【平成17年厚生労働省保険局保険課長通知保保発第0330001号】</p>	結論			<p>（厚生労働省）</p> <p>平成16年度中に2000点未満の調剤レセプト再審査の可否について、結論を得た。</p>	

工 診療報酬

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
競争政策の観点からの医療費体系の見直し （厚生労働省）	競争政策上のインセンティブという観点から患者に対してより良い医療を提供した者がより評価されるという医療費体系の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。	逐次実施			<p>（厚生労働省）</p> <p>平成15年3月28日に閣議決定された「健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針」を踏まえ、平成16年4月からの診療報酬改定を行った。</p> <p>【平成16年厚生労働省告示第48号等】</p> <p>さらに、この「基本方針」に沿って、診療報酬体系の見直しを進めていくこととしており、診療報酬調査専門組織において医療技術の評価や医療機関のコスト等に関する調査を行った。</p>	
医療費体系の在り方 （厚生労働省）	医療機関の形態に応じた投資的経費の評価に関する検討を急ぐとともに維持管理経費等の評価についても検討を進め、それらを含めた医療費体系の整備を図る。	逐次実施			<p>（厚生労働省）</p> <p>平成15年3月28日に閣議決定された「健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針」を踏まえ、平成16年4月からの診療報酬改定を行った。</p> <p>【平成16年厚生労働省告示第48号等】</p> <p>さらに、この「基本方針」に沿って、診療報酬体系の見直しを進めていくこととしており、診療報酬調査専門組織において医療技術の評価や医療機関のコスト等に関する調査を行った。</p>	
診療報酬点数算定ルールの特長、明確化 （厚生労働省）	a 現在の診療報酬点数算定ルールは複雑であって複数の解釈・運用が生じる余地がある場合もあり、算定ルールの明確化、簡素化を図り、誰もが容易に算定できるようにする必要がある。したがって、診療報酬点数の算定に当たっては、コンピュータの利用の	逐次実施			<p>（厚生労働省）</p> <p>平成15年3月28日に閣議決定された「健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針」を踏まえ、平成16年4月からの診療報酬改定を行った。【平</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	促進にも配慮した算定ルールの明確化、簡素化を図るとともに、その点数の組合せの縮減を図る。				成16年厚生労働省告示第48号等】 さらに、この「基本方針」に沿って、診療報酬体系の見直しを進めていくこととしている。	
	b 診療報酬体系の見直しについては、医療にかかるコストを適切に把握するための調査を検討するとともに、新技術の導入について学会の調査等の結果に基づく評価を行うなど、医療機関のコストや機能の適切な反映、医療技術の適正な評価等の基本的考え方に立って見直しを進める。	逐次実施			（厚生労働省） 平成15年3月28日に閣議決定された「健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針」を踏まえ、平成16年4月からの診療報酬改定を行った。 【平成16年厚生労働省告示第48号等】 さらに、この「基本方針」に沿って、診療報酬体系の見直しを進めていくこととしており、診療報酬調査専門組織において医療技術の評価や医療機関のコスト等に関する調査を行った。	
	c 算定ロジックの変更等を伴う改定の場合には、実施までの医療機関におけるレセプト電算システムの修正に要する期間についても配慮する。	逐次実施			（厚生労働省） 平成16年4月からの診療報酬改定においては、中央社会保険医療協議会からの答申があった時点で速やかに改定案をホームページ掲載するとともに、2月27日に改定の官報告示を行った。【平成16年厚生労働省告示第48号等】	
公的保険診療と保険外診療の併用による医療サービスの提供など公的医療保険の対象範囲の見直し（厚生労働省）	保険診療と保険外診療の併用について更なる改革を図る。すなわち、国民が負担能力に関係なく適切な医療を受けられる「社会保障として必要十分な医療」は公的医療保険診療としてこれまでどおり確保しつつ、現行の特定療養費制度に関する厚生労働省告示等を見直し、例えば、患者の選択に応じ特定の医療機関における患者からの料金の付加徴収できる範囲を拡大するなどの患者選択による保	逐次実施			（厚生労働省） 平成16年12月15日に尾辻厚生労働大臣と村上規制改革担当大臣との間で、国内未承認薬の使用、先進技術への対応、制限回数を超える医療行為等について、一定のルールのもとに、保険診療と保険外診療との併用を認める改革を実施することで合意した。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	険診療と保険外診療の併用を早急に推進する。					
価格決定方法の見直し （厚生労働省）	a 既存薬の効能について、一定の基準に基づいた再評価を実施し、効能が認められなくなったものの承認を取り消すなどの措置を講ずる。	逐次実施			（厚生労働省） 再評価を受けるべき医薬品の指定は、薬事法（昭和35年法律第145号）第14条の5第1項に基づき、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて行っているところ。 再評価の結果、既存の効能が認められなくなった等薬事法第14条第2項各号に該当すると認められた場合には、承認を取り消す又は再評価結果に適合するように当該医薬品の製造承認事項の一部変更を命ずる措置を講じてきているところ。	
	b 医療が広く国民にかかわる事柄であることから、価格決定や保険導入の過程の透明化・中立化・公正化を図る観点から、中央社会保険医療協議会等の在り方を見直す。	逐次実施			（厚生労働省） 平成16年12月17日に尾辻厚生労働大臣と村上規制改革担当大臣との間で、中央社会保険医療協議会の在り方について、「社会保障の在り方に関する懇談会」の審議を踏まえつつ、厚生労働大臣が、第三者による検討機関である「中医協の在り方に関する有識者会議」において検討を行うことで合意した。平成17年2月に第1回会議を開催し、3月末までに2回にわたり議論を行っているところであり、今後、本年夏から秋までに結論を得、その後可及的速やかに措置することとしている。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
包括払い・定額払い制度への移行の促進 （厚生労働省）	a 現在、我が国の診療報酬体系は出来高払いが中心となっているが、コストインセンティブが働きにくく過剰診療を招きやすいといった弊害が指摘されている。一方、包括払い・定額払い方式については粗診粗療を招きやすいといった弊害が指摘されるものの、医療内容が標準化され、在院日数の短縮やコストの削減など、効率的な医療サービスを提供するインセンティブが働くとともに、医療機関ごとの医療費の格差の縮小が期待される。また、診断群ごとの診療が標準化され、質のばらつきを少なくすることを通じてコストを削減することは、医療費の画一的な削減と大きく異なる点である。こうした点に留意し、医療の標準化、情報公開を推進しつつ、傷病の分類方式、対象分野、対象施設要件など、具体的内容、時期を定め検討し、包括払い・定額払い方式（診断群別定額報酬支払い方式など）の対象医療機関などの拡大を平成13年度から計画を明示して、段階的に進める。	段階的に実施			（厚生労働省） 平成15年4月より特定機能病院等において実施されている「急性期入院医療に係る診断群分類別包括評価」について、平成16年4月より民間病院等において試行的に適用してデータ収集の拡大を図り、その影響を検証することとした。 【平成16年厚生労働省告示第105号等】	
	b 現在行われている包括評価について、その影響を検証した上で、精緻化された、かつ実効性のある包括評価の実施に向けて検討を進める。	逐次実施			（厚生労働省） 平成15年4月より特定機能病院等において実施されている「急性期入院医療に係る診断群分類別包括評価」について、平成16年4月より民間病院等において試行的に適用してデータ収集の拡大を図り、その影響を検証することとした。【平成16年厚生労働省告示第105号等】	
	c 医療機関の機能分化を促進し、医療内容の標準化と平均在院日	検討			（厚生労働省）	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	数の短縮化・質の向上などを目指しつつ、まず急性期入院医療について、包括払い・定額払いの利点を最大限にいかした方式である診断群別定額報酬払い制度の計画を策定して、導入に向けた検討を進め所要の措置を講ずる。その際、諸外国において既に相当の経験があることから、それらを参考にし、また国際的な整合性に留意する。				平成15年4月より特定機能病院等において実施されている「急性期入院医療に係る診断群分類別包括評価」について、平成16年4月より民間病院等において試行的に適用してデータ収集の拡大を図り、その影響を検証することとした。【平成16年厚生労働省告示第105号等】	
	d 慢性期の医療においては、患者の日常生活動作能力（ADL:Activity of Daily Living）、病態像、看護度、介護度などを考慮した定額払いの導入を検討し、所要の措置を講ずる。	検討			（厚生労働省） 診療報酬調査専門組織慢性期入院医療評価分科会において、平成16年度に、慢性期入院医療の包括評価に関する調査を行った。	

オ 経営の近代化、派遣

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
専門職医療従事者の充実 （厚生労働省）	患者の多様なニーズに対応するためには、様々な専門性（知識・技術）に基づいた適切な治療やケアが行われることが望まれている。また、そのような状況を踏まえ、医療従事者の専門性についても細分化・機能の分化が進んでいるが、現在、特に、麻酔、病理診断などの分野における医師については不足が指摘されており、その充実が求められている。したがって、このような状況に対応するため、専門職の不足を解消するための方策について検討し、措置する。	逐次実施			（厚生労働省） 平成17年2月から開催する医師需給検討会において、医師の養成・就業の実態、地域や診療科による偏在等を総合的に勘案し、17年度中に医師需給見通しの見直しを行う予定。	
派遣規制の見直し （厚生労働省）	医療機関への医療資格者の労働者派遣については、雇用・労働分野における労働者派遣事業全体の紹介予定派遣以外の派遣を対象とした事前面接の解禁のための条件整備等の検討状況等を踏まえ、その解禁を検討する。	逐次実施			（厚生労働省） 平成16年3月から、医療機関への医療資格者の紹介予定派遣の実施が認められたところであり、新制度の円滑な施行を図っている。 なお、紹介予定派遣以外の派遣を対象とした事前面接の解禁のための条件整備等については、平成17年度中に検討を開始することとしている。	
会計基準 （厚生労働省）	医療法人においても、事業活動の透明化、効率的経営に資するよう、新しい企業会計基準を取り込むことについて早急に検討し所要の措置を構ずる。 【平成16年厚生労働省医政局長通知医政発第0819001号】	措置			（厚生労働省） 近年の企業会計基準の動向等を踏まえ、病院会計準則を改正し通知した。 【病院会計準則の改正について(平成16年8月19日医政局長通知医政発第0819001号)】	
医療機関経営に関する規制の見直し （厚生労働省）	直接金融市場からの調達などによる医療機関の資金調達の多様化や企業経営ノウハウの導入などを含め経営の近代化、効率化を図るため、利用者本位の医療サービスの向上を図っていくことが必要	検討			（厚生労働省） 資金調達手段の多様化を図るため、直接金融の一手法としての医療機関債の発行を円滑化する観点から、医療機関債発	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	<p>である。このため、今後、民間企業経営方式などを含めた医療機関経営の在り方を検討する。</p> <p>【平成16年厚生労働省医政局長通知医政発第1025003号】</p>				<p>行のガイドラインを通知した。</p> <p>平成18年医療制度改革に向けて、医療機関経営における効果的、効率的な経営方式の検討を行う。</p> <p>【平成16年10月25日医政局長通知医政発第1025003号】</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
株式会社等による医療経営の解禁	a 構造改革特区における株式会社による医療機関経営の状況等を見ながら、全国における取扱いなどについて更に検討を進める。	逐次検討			<p>（厚生労働省）</p> <p>医療への株式会社の参入については、構造改革特別区域法の一部改正法が本年5月28日に公布され、10月1日より、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域内において、自由診療で高度な医療に限って、株式会社が病院・診療所を開設することが認められたところである。</p> <p>一方で、全国規模での株式会社の医療への参入については、事業活動により利益が生じた場合に株主に還元しなければならない株式会社の本質により、</p> <p>患者が必要とする医療と株式会社にとっての利益を最大化する医療とが一致せず、適正な医療が提供されないおそれがあること</p> <p>利益が上がらない場合の撤退により地域の適切な医療の確保に支障が生じるおそれがあること</p> <p>医療費の高騰を招くおそれがあり、最大の課題の一つである医療費の抑制に支障を来しかねないこと</p> <p>など様々な懸念があることから、構造改革特区における株式会社による医療機関経営の状況等を見ながら、慎重に検討する必要があると考えている。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
（厚生労働省）	<p>b 構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に定める構造改革特別区域においては株式会社が自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院又は診療所を開設することを認めるよう、速やかに関係法令の改正を行う。</p> <p>（第159回国会に法案提出済）</p> <p>【構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成16年法律第60号）、平成16年厚生労働省令第144号、第145号、平成16年厚生労働省告示第362号】</p>	<p>法案成立後、公布</p>			<p>（厚生労働省）</p> <p>構造改革特別区域法の一部を改正する法律が平成16年5月28日に交付、同年10月1日から施行されたことに合わせ、構造改革特別区域法第18条第1項に定める高度な医療に関する指針や、高度医療の提供を行う病院等の構造設備、その有する人員等に関する基準など厚生労働省の関係法令等の整備を行ったところ。</p> <p>（平成16年法律第60号、厚生労働省令第144号、厚生労働省令第145号、平成16年厚生労働省告示第362号）</p>	
<p>病院における民間参入の推進</p> <p>（厚生労働省）</p>	<p>a 国立病院については、廃止、民営化等をするものを除き、平成16年度からの独立行政法人化が進められているが、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について、個別施設の廃止、民営化等を含め、遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討</p> <p>を行い、結論を得、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。</p>	<p>遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討・結論</p>				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	<p>b 社会保険病院、厚生年金病院については、現在、国が施設を設置し、経営は公益法人等に委託して行っている。国自らが施設を設置する必要性は薄れていると考えられる病院については、現状を精査し、私立医療法人への移譲を含む整理合理化等所要の措置を講ずる。</p>	逐次実施			<p>（厚生労働省）</p> <p>社会保険病院については、「社会保険病院の在り方の見直しについて」（平成14年12月25日厚生労働省方針）に基づき、効率的な病院運営に努める観点から、各病院において平成15年度を初年度とする3ヵ年（経過措置期間）の経営改善計画を策定した。</p> <p>今後、同計画の実施状況により、経過措置期間中における経営実績を評価した上で、自立した経営を行うことが困難であると認められる病院や地域医療における重要性が薄れていると判断される病院などについては、統合や移譲等を検討し、平成18年度において、社会保険病院の整理合理化計画として取りまとめることとしている。</p> <p>また、厚生年金病院については、年金制度の厳しい財政状況や平成16年3月10日与党年金制度改革協議会における「年金の福祉施設等の見直しについて（合意）」等を踏まえ、病院機能の公益性を損なうことがないように十分に検証した上で、整理合理化計画を策定し、平成17年度に設立を予定している独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構において、地方公共団体や民間等へ売却を進めることとしている。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	<p>c 労災病院については、平成16年度から独立行政法人化し、一部について廃止、民営化等を行うこととされているが、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について、個別施設の廃止、民営化等を含め、遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討を行い、結論を得、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。</p>	<p>遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討・結論</p>			<p>（厚生労働省）</p> <p>平成16年3月30日に「労災病院の再編計画」を策定し、これに基づき、平成16年4月に霧島温泉労災病院を廃止した。今後、19年度末までに4病院を廃止、4病院を2病院に統合し、計画策定時の37病院を30病院とする予定である。</p>	

カ 医薬品等

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
治験実施体制の整備、促進 （厚生労働省）	治験について、治験コーディネーターの養成、治験実施医療機関における治験実施体制の整備を促進するとともに、医療機関における治験管理事務の代行組織S MO（Site Management Organization）の育成、被験者及び治験実施医師等の治験に関するインセンティブの在り方、治験実施医療機関の治験審査委員会の機能強化に関する方策等について検討し、治験の質の向上を含め、総合的な体制整備・推進策を講ずる。	逐次実施			<p>（厚生労働省）</p> <p>我が国における治験の現状及び課題について総括的に提示するとともに、国民理解の浸透と患者の権利の尊重の重要性を踏まえ、今後3年間における治験活性化の方策について述べた「全国治験活性化3か年計画」を平成15年4月に策定した。現在、この計画に基づいて、治験の活性化を図っている。</p> <p>「全国治験活性化3か年計画」の具体的内容は以下のとおり。</p> <p><治験コーディネーターの養成></p> <p>厚生労働省における治験コーディネーター養成研修については、毎年実施しており、平成14年度からは対象人員を80名から120名に拡充した。さらにこの研修では、S MO等の治験コーディネーターに対しても参加を可能としている。</p> <p><治験実施体制の整備の促進></p> <p>治験専門外来、管理室等の施設整備については、治験施設整備事業を設け医療機関の整備事業に対する補助を行っているところであり、今後とも当該事業を推進していく。</p> <p><S MOの育成></p> <p>S MOの事業支援に関する「医療関連サービスに関する勉強会」を平成15年3月に開催。</p> <p>S MO等の育成については、今後、環境整備についての検討を実施するとともに、S MOやC ROの成長や競争を通じて、治験の質の向上やコストの低下等が図られるよう努めていく。</p> <p>平成15年6月にG C P省令を改正し、S MOの位置付けの明確化を図ったところであり、同年7月30日に施行されている。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
医薬品に関する情報提供の促進 （厚生労働省）	通達の運用を見直し、現状、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構を通じて行っている医療用医薬品の添付文書や製品回収情報等のインターネットによる提供について、一般消費者（患者）が医薬品情報を十分に入手できるよう、広く周知するとともに、一般消費者（患者）にとって医療用医薬品情報についても入手しやすくなるような情報提供についての方策を検討し、措置する。	逐次実施			（厚生労働省） 医療用医薬品について患者への適切な情報提供を行う観点から、患者のための基本的な知識に関する情報を効果的に普及伝達する方法を検討している。	
後発医薬品の使用の促進 （厚生労働省）	引き続き、医薬品の品質再評価を行い、後発品を含む医薬品の品質確保を図る一方、後発品使用を一層促進していくために、平成14年4月より、後発医薬品の一般名、商品名、企業名、価格等の情報について、厚生労働省ホームページの掲載を開始しているところであるが、この他にも、後発品とその品質の確保についての啓発を進める等、患者が適正に選択できるよう情報提供の充実を行う。	逐次実施			（厚生労働省） 医薬品の品質再評価を引き続き行い、後発品を含む医薬品の品質確保を行っているところ。 品質再評価については、平成17年1月現在427成分・処方、944規格の再評価が終了し、その結果は、医療用医薬品品質情報集（日本版オレンジブック）として公表している。 また、品目リストについては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の「医薬品医療機器情報提供ホームページ」に掲載し、公表している。	
医薬品販売に関する規制緩和 （厚生労働省）	医薬品について、平成11年3月31日に行った15製品群の医薬部外品への移行の実施状況を踏まえ、一定の基準（例えば、発売後、長期間経過しその間に副作用などの事故がほとんど認められないもの、など）に合致し、かつ保健衛生上比較的危険が少ないと専門家等の評価を得たものについて、一般小売店で販売できるよう、見直しを引き続き行う。	逐次実施			（厚生労働省） 厚生労働省内に設置した医学・薬学等の専門家で構成される検討会において検討を行った結果、「安全上特に問題がない」ものとして371品目が選定された。これらの品目について、平成16年7月30日から医薬部外品として、薬局・薬店以外の一般小売店でも販売を可能としている。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
医薬品の一般小売店における販売 （厚生労働省）	厚生労働省内に設置した「医薬品のうち安全上特に問題がないものの選定に関する検討会」における検討結果を受け、この度決定された約350品目の医薬品については、薬効成分を変えることなく、医薬部外品として一般小売店での販売を認める措置を直ちに講ずる。 【平成16年政令第232号、平成16年厚生労働省令第114号、平成16年厚生労働省告示第285号等】	16年早期に措置			（厚生労働省） 厚生労働省内に設置した医学・薬学等の専門家で構成される検討会において検討を行った結果、「安全上特に問題がない」として371品目が選定された。これらの品目について、薬効成分を変えることなく、平成16年7月30日から医薬部外品として、薬局・薬店以外の一般小売店でも販売を可能とした。	
新しい医薬品や医療用具の審査における指定調査機関の要件緩和 （厚生労働省）	比較的风险の少ない医療機器については、平成17年7月までに第三者評価機関による認証を義務づけることとし、指定調査機関制度を廃止する。第三者認証機関には、大学や公設試験研究機関であっても、公平中立で技術的能力、財政基盤の整備された機関については広く認めていく。 【薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成14年法律第96号)】	措置			（厚生労働省） クラス 医療機器を対象とした第三者認証制度を実施した。第三者認証機関の登録要件には、大学や公設試験研究機関を除外するものではなく、要件を満たせば登録可能である。	
医療用具製造者の製造品目の変更・追加に係る許可制度の届出制度への変更 （厚生労働省）	薬事法改正により、平成17年7月までに現行の品目追加・変更許可制度を全面的に見直し、書面だけではなく必要に応じて製造現場での確認も行う承認審査システムを導入するとともに、製品類別ごとの区分に従い、製造所ごとに製造業の許可を与えることとし、品目追加・変更許可制度は廃止する。 【薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成14年法律第96号)】	措置			（厚生労働省） 薬事法改正に伴い、現行の製造承認・輸入承認制度を製造販売承認制度に改正するとともに、国内外に存在する製造所ごとに製造業許可を与え、製造所すべてを確認する制度とすることにより、従来の品目追加許可・変更許可制度を全面的に見直した。	
医薬部外品に関する審査センター等	医薬部外品の承認審査手続きについて、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構と医薬品医療機器審査センター等を統合し、医薬	措置			（厚生労働省） 医薬品医療機器審査センター、医薬品副作用被害救済・研	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
における判断の統一化 （厚生労働省）	品医療機器総合機構を設立し、手続きの統一化を行う。 【独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)】				<p>究振興調査機構及び財団法人医療機器センターの一部の業務を統合し、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が平成16年4月1日に設立されたことに伴い、医薬部外品の承認審査手続きの統一化が行われている。</p>	
化粧品に係る品目リストの国際整合性の推進 （厚生労働省）	化粧品のポジティブリストとネガティブリストについては、今後とも欧米のものと整合性を考慮するとともに、外国の製造者がこれらのリストにアクセスできるよう、同リストの英語版について、薬事法第42条に基づく「化粧品基準」(平成12年厚生省告示第331号)の改正に併せて平成16年度内に作成し、公表する。	措置			<p>(厚生労働省)</p> <p>リストの英語版について、平成17年3月に作成し、公表した。</p>	
医療用医薬品に関する情報提供 （厚生労働省）	医療用医薬品について患者への適切な情報提供を行う観点から、患者のための基本的な知識に関する情報を効果的に普及伝達する方法を検討するとともに、その結果を踏まえ、患者向け説明文書の提供の実用化に関するガイドラインを作成し周知する。	16年度中に結論	17年の早期に措置		<p>(厚生労働省)</p> <p>平成15年度から平成16年度にかけて厚生労働科学研究「患者及び国民に理解される副作用等医薬品情報内容の構築と医薬品適正使用への患者参加推進に関する研究」において、患者を含めた国民一般に正しい理解を得るための情報提供項目、内容等について検討を実施しているところである。</p> <p>本研究結果を踏まえ、速やかに平成17年度早期に患者向け説明文書に関するガイドラインを作成・周知する予定である。</p>	

キ 教育、臨床研修、資格

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
医学教育と卒後臨床研修による臨床能力の充実・向上 （文部科学省）	大学卒業前における医師の養成過程において、医学的な知識・技能の取得と併せて、学生の適性を考慮した厳格な評価や、患者のQOLを重視する姿勢等に関する教育の充実を促進する。	逐次実施			（文部科学省） 各大学において、平成13年3月に策定されたモデル・コア・カリキュラムを踏まえ、学問体系統合カリキュラムの導入を進めているところ。医学・歯学教育指導者のための全国規模のワークショップの開催等、各大学にカリキュラム改革を促すとともに、必要な支援を行っている。	
医療従事者の質の確保 （厚生労働省）	医療従事者個々の専門性に応じて必要な最新の知識及び技能を修得できるような環境の整備を行う。その方策の一つとして、平成16年度からの医師の臨床研修化に向けた臨床研修制度の改革や生涯教育の充実、研究の促進とその成果の普及などにより、資格取得後の医療従事者の質の確保を図る。	逐次実施			（厚生労働省） 平成16年4月より施行された新医師臨床研修制度において、総合的な診療能力を育成する観点から、内科、外科、救急部門（麻酔含む）、小児科、産婦人科、地域保健・医療、精神科の各分野を全て履修するローテート研修を行うことが必修化された。 また、平成16年10月より、行政処分を受けた医師に対する再教育に係る検討会を立ち上げ、現行制度の下で、当面の対応方針について検討、平成17年度に再教育の試行的な実施をはかる。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
医師の臨床修練制度の充実 （厚生労働省）	構造改革特別区域推進本部決定において、医師の臨床修練については、医療に関する知識及び技能の修得に加え、これに付随して行われる教授を容認したところであるが、「臨床修練中の外国医師等が行う診療に対しては、報酬を支給しない。」と規定している「臨床修練制度の運営について」（昭和63年7月4日健政発第387号厚生省健康政策局長通知）を見直し、医療先進国からの臨床修練医の教授に対する適正な報酬を支給できるようにする。 【平成17年厚生労働省医政局長通知医政発第0322006号】	早期に措置			（厚生労働省） （厚生労働省） 平成17年3月に「臨床修練制度の運営について」の一部改正について」（平成17年3月24日付け医政発第0322006号厚生労働省医政局長通知）を发出し、「就労活動が可能な在留資格を取得している外国医師等が、医療に関する知識及び技能の修得に付随する教授を行う場合には、報酬を支給するものとする。この場合においては、その報酬の額は日本の医師免許又は歯科医師免許を有するものと同様以上のものでなければならない。」と示した。	
国家資格取得者の就労制限の緩和 （厚生労働省、法務省）	F T A交渉における諸外国からの要望も踏まえ、我が国の労働市場への影響や相手国における同様の職種の受入制度を勘案しつつ、F T A交渉において合意した場合には、医療分野の我が国の国家資格を取得した外国人に対しては、就労制限の緩和を図る。	逐次実施			（厚生労働省、法務省） 日・比経済連携協定における措置として、一定の要件を満たすフィリピン人の看護師候補者の入国等を認めることについて、平成16年11月29日に日比両国政府間で大筋合意に達したことから、我が国の看護師国家資格を取得したフィリピン人看護師に対して就労制限の緩和を行う予定である。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
介護福祉士及びあん摩マッサージ指圧師の就労制限の緩和 （厚生労働省、法務省）	介護福祉士及びあん摩マッサージ指圧師については、FTA交渉における諸外国からの要望も踏まえ、不法就労、不法滞在その他犯罪の防止等に留意し、我が国の労働市場への影響や相手国における同様の職種の受入制度を勘案しつつ、FTA交渉において合意した場合には、我が国の国家資格を有するなどの一定の条件に基づき、速やかに就労が可能となるように措置する。	逐次実施			（厚生労働省、法務省） 介護福祉士については、日比経済連携協定における措置として、日本語等の研修修了など一定の要件を満たすフィリピン人の介護福祉士候補者が、日本の国家資格を取得するための準備活動の一環として、我が国の介護関連施設等で就労することを一定期間（滞在期間の上限は4年）に限り認め、国家試験を受験後、国家資格取得者は介護福祉士として引き続き就労が認められることについて、平成16年11月29日に日比両国政府間で大筋合意に達したところである。	
医師・看護師の国家資格取得要件の緩和、明確化 （厚生労働省）	a 永住資格を所有する者のみを対象としている受験制度を見直し、外国で医師・看護師などの教育を受けた者、資格を得た者などの医療分野の高度な人材であって、我が国で継続的に医業に従事する意思を持つ者が国家試験を受けることにより、永住許可を受けていなくとも、我が国の資格を取得できるよう措置する。 【平成17年厚生労働省医政局長通知医政発第0324007号】	措置			（厚生労働省） 平成17年3月に「医師国家試験等の受験資格認定の取り扱い等について」（平成17年3月24日付け医政発第0324007号厚生労働省医政局長通知）を发出し、平成17年度の国家試験から、在留活動に制限のある在留資格を有するものについても、国家試験受験資格認定申請を行えることとした。	
	b 外国の学校養成所を卒業した者、又は、外国で免許を得た者が日本の医師・看護師の国家試験または医師国家予備試験などを受験する際に認められる教育内容の同等性と厚生労働大臣が適当と認める際の基準を明確にする。 【平成17年厚生労働省医政局長通知医政発第0324007号】	措置			（厚生労働省） 平成17年3月に「医師国家試験等の受験資格認定の取り扱い等について」（平成17年3月24日付け医政発第0324007号厚生労働省医政局長通知）において、国家試験受験資格認定の基準を周知した。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
看護師等養成所の外国人受入定員規制の緩和 （厚生労働省）	留学・就学生の不法就労や不法滞在その他犯罪の防止に留意し、留学・就学生への教育の質の維持を図りつつ、看護師等養成所の留学・就学生の受入れに関する通知（「外国人の看護婦等養成所への留学、就学に係る留意事項について」（平成16年6月23日健政発第145号厚生省健康政策局長通知））を見直し、看護師等養成所の外国人の受入人数・割合について緩和する。 【平成17年厚生労働省医政局長通知医政発第0330006号】	措置			（厚生労働省） 「外国人の看護婦等養成所への留学、就学に係る留意事項について」（平成16年6月23日健政発第145号厚生省健康政策局長通知）の内容を見直し、看護師等養成所の外国人の受入人数とその受入割合を緩和する通知を発出した。	
医師などの相互受入協定の締結の推進 （厚生労働省、外務省）	在留外国人の生活基盤の充実という観点から、在留者の多い国々などを中心に検討し、相互受入協定を締結する。	逐次実施				
外国人医師等の相互受入時の国家資格の取得要件の緩和 （厚生労働省、外務省）	構造改革特別区域等推進本部決定及び対日投資会議決定において、「現行の外国との医師の相互受入れを拡大し、相手国による日本人医師の受入れが無い場合でも、英語による国家試験に合格した外国人医師を、診察対象を当該国民に限定する等の条件の下、受入れる措置を講ずる。（平成15年度中に実施）」こととしたが、実際に諸外国と協定締結に向けた交渉を行うに当たっては、交渉の状況に応じて、診察対象を「当該国民」に限らず当該相手国と密接な関係を持つ国の国民なども診察対象に含めることも考慮する。	逐次実施			（厚生労働省） 平成16年6月に、「外国の医師又は歯科医師の受け入れに関する手続き等について」（平成16年6月22日付け医政医発第0622001号・医政歯発第0622001号厚生労働省医政局医事課長及び歯科保健課長連名通知）を発出し、「特例的な医師国家試験等により医師免許を取得した外国医師等の診療対象を、当該国の国民及びこれに準ずる者に限る」としたところである。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	d 救急搬送に関する各組織が効果的に連携して業務を行えるよう、諸外国の状況も参考に、その連携の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。	検討・逐次実施			<p>（厚生労働省、総務省、国土交通省、警察庁）</p> <p>高速道路の専用ヘリポートや未開通の本線等を活用し、関係機関が連携して離着陸訓練等を実施した。</p> <p>（平成16年5月、11月、12月、平成17年1月、3月）</p> <p>また、平成16年度より高速道路本線上への離着陸のための条件について検討しているところ。</p>	
小児医療（小児救急）の充実（厚生労働省）	a 母子保健分野の国民運動である「健やか親子21」において示されている「小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備」の施策を含め、小児救急・小児医療の充実や小児科医の確保策を積極的に推進する。	検討・逐次実施			<p>（厚生労働省）</p> <p>小児救急医療については、休日及び夜間における小児科医を確保する小児救急医療支援事業や広域での小児救急患者を受け入れる小児救急医療拠点病院の整備等を進めるとともに、平成17年度から、従来二次医療圏単位で行われていた小児救急医師を確保するための協議会を都道府県単位に拡大するとともに、離・退職小児科医師の発掘、医師の再教育を行うことにより、小児救急医療等に対応する医師の確保を行う事業を創設し、その充実のための措置を講じている。</p> <p>また、平成15年3月28日に閣議決定された「健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針」を踏まえ、平成16年度診療報酬改定においても、小児医療を重点的に評価した。（平成16年厚生労働省告示第48号等）</p> <p>また、小児医療の充実や小児科医の確保策の推進のため、平成16年度の厚生労働科学研究において、「小児科・産婦人科若手医師の育成に関する研究」を実施している。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	b 小児救急の逼迫の一因として指摘される小児の健康管理に関する親の知識不足を解消し適切な小児医療の受診を促すため、「健やか親子21」の施策と併せて、小児の健康管理に関する父母への啓発・情報提供等を実施する。	検討・逐次実施			<p>（厚生労働省）</p> <p>母子保健強化推進特別事業において、市町村が独自に実施する小児の事故防止対策（講習会等）を支援している。</p> <p>また、厚生労働科学研究において、小児の事故防止に関する効果的な方策について検討している。</p> <p>さらに、平成16年度から、全国統一番号「#8000」により地域の小児科医等による夜間、休日小児患者の保護者等向けの小児救急電話相談事業を実施している。</p>	
	c 夜間・休日における救急医療体制、小児科医による対応が可能な救急病院について、インターネットによる情報提供等、地域住民への広報活動を推進する。	逐次実施			<p>（厚生労働省）</p> <p>夜間・休日における救急医療体制等について、インターネットによる情報提供等及び地域住民への広報活動等の事業を行う救急医療情報センターについて、未整備の都道府県における整備促進を図るため、予算措置を講じているところである。（平成15年度予算額1,321百万円、平成16年度予算額1,332百万円、平成17年度予算額1,332百万円）</p> <p>（救急医療情報センター 42か所整備）</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
医療事故防止システムの確立 （厚生労働省、文部科学省）	医療事故防止対策について、行政改革推進本部規制改革委員会の「規制改革についての見解」を踏まえ、医療機関内の安全管理に関するインフラ整備、医療の安全確保に関する社会的なインフラ整備、医療専門職の養成過程の見直し等を含め、有効な対策の在り方について診療報酬上の対応の必要性を含め検討し、医療事故防止システムの確立に向けて総合的な施策を講ずる。	検討・逐次実施			<p>（厚生労働省）</p> <p>平成16年10月より、医療事故の発生予防・再発防止のため、匿名化された事故事例情報等について中立的な第三者機関で収集し、分析を加えた上で広く情報提供する医療事故情報収集等事業を開始したところである。【「医療法施行規則の一部を改正する省令の一部の施行について」（医政発第0921001号平成16年9月21日医政局長通知）】</p> <p>医療機関における診療行為に関連した死亡事例の再発防止のため、臨床医、法医及び病理医による解剖を実施し、更に専門医による事案調査も実施し、専門的、学際的なメンバーで因果関係及び再発防止策を総合的に検討する診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業について、平成17年度予算を1.02億円計上したところである。</p> <p>（文部科学省）</p> <p>各大学において、平成13年3月に策定されたモデル・コア・カリキュラムを踏まえ、学問体系統合カリキュラムの導入を進めているところ。医学・歯学教育指導者のための全国規模のワークショップの開催等、各大学にカリキュラム改革を促すとともに、必要な支援を行っている。</p>	
ゲノム医療の積極的推進と国内体制の充実 （厚生労働省）	ゲノム医療に関する研究促進とそのための体制の確保について積極的な方策を講ずる。	検討・逐次実施			<p>（厚生労働省）</p> <p>ゲノム医療に関する研究促進のため、「独立行政法人医薬基盤研究所法」（平成16年法律第135号）により、ゲノム科学等を活用し、医薬品等の開発に係る基盤研究等を行う</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					独立行政法人を平成17年4月1日に設立予定。	
地域医療計画（病床規制）の見直し （厚生労働省）	地域医療計画の策定に当たっては、急性期、慢性期、特殊診療などの病床の機能について、地域の実情・ニーズを適切に踏まえた基準病床数の算定基準を公正かつ厳格に設定した上で、適正な病床数に収斂するように管理が徹底されるように措置する。また、医療内容の標準化と平均在院日数の短縮化など医療の質の面での医療機関相互の競争を促進することを通じ、適正な医療提供体制の確保を図る観点から、診断群別定額報酬払い制度の導入に向けた検討と併せ、病床規制の在り方を含め医療計画について検討し、措置する。	検討	早期に措置		（厚生労働省） 病床規制のあり方を含め、医療計画の見直しを検討するため、平成15年8月1日に「医療計画の見直し等に関する検討会」を立ち上げ、現在、検討を行っているところである。	
参入規制の緩和 （厚生労働省）	平成12年11月成立の改正医療法においては、都道府県知事は医療機関の新規参入を促す方策として、病床数の増加等の許可を受けた後、正当な理由がなく業務を開始しない際の許可取消し、正当な理由がなく休止している際の開設許可等の取消しを可能とするとされており、これらの制度が適切に運用されるよう都道府県に対する情報提供・技術的助言等に努める。	適宜実施				
人員配置基準の在り方 （厚生労働省）	医療法の定める人員配置基準について、充足率の低い地域に関しては、充足率の改善のための施策を推進し、人員配置基準が全国の最低の基準として守られるよう努める。	逐次実施			（厚生労働省） へき地を含む地域における医師の確保等の推進に関して、平成16年2月26日の関係省庁連絡会議の取りまとめを踏まえ、各都道府県に対し、関係機関による協議の場である医療対策協議会を設置するよう通知するとともに、医師の確保が困難なへき地等においては、病院におくべき医師の員数の特例を設け、病院からの申請に基づき、都道府県知事は、都道府県医療審議会の意見を踏まえ、当該病院にかかる医師定	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					<p>員の変更を暫定的に許可できることとした。</p> <p>【「地域における医療対策協議会の開催について」(平成16年3月31日付 医政発第0331002号、総財経財89号、15文科高第918号 厚生労働省医政局長、総務省自治財政局長、文部科学省高等教育局長連名通知)】</p> <p>【「へき地等病院医師確保支援特別対策の実施について」(平成16年8月30日 医政発第0830001号 厚生労働省医政局長通知)】</p>	
非医師による自動体外式除細動器(AED)の使用の容認 (厚生労働省)	<p>自動体外式除細動器(AED)を、例えば、次の場合等において使用することは、一般的に医師法第17条違反とならないものと考え、これを明らかにする。</p> <p>(1)医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること</p> <p>(2)使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること</p> <p>(3)使用者が、AED使用に必要な講習を受けていること</p> <p>(4)使用されるAEDが医療用具として薬事法上の承認を得ていること</p> <p>【平成16年厚生労働省医政局長通知医政発第0701001号】</p>	措置			<p>(厚生労働省)</p> <p>「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用のあり方検討会」の報告書を踏まえ、非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について通知した。</p> <p>【平成16年7月1日医政局長通知医政発第0701001号】</p>	
地域医療支援病院の承認要件等の緩和 (厚生労働省)	<p>地域医療支援病院の承認要件及び主体要件について、緩和の方向で検討し措置する。その際既存の営利法人の取扱いについても十分な検討を行い、結論を得る。</p> <p>【平成16年厚生労働省医政局長通知医政発第0722003号】</p>	措置			<p>(厚生労働省)</p> <p>地域医療支援病院の開設主体については、平成16年5月に告示改正を行い、「エイズ拠点病院又は 地域がん診療拠点病院であって、保険医療機関の指定を受け、かつ、地域における医療の確保に必要な支援の実施に相当の実績を有する</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					<p>病院を開設する者」も地域医療支援病院の開設者として加えたところである。これにより、地域医療支援病院として他に必要な条件である紹介率等を満たせば、既存の営利法人についても地域医療支援病院の承認を受けることが可能となった。</p> <p>【「医療法の一部を改正する法律の施行について」等の一部改正について（平成16年7月22日 医政発第0722003号 厚生労働省医政局長）】</p>	